

被保険者各位

《平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）の利用が始まりました》

マイナンバー制度の開始により、平成 28 年 1 月から要介護認定等の申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が原則必要になります。

個人番号を記入した申請書の受付時には、

番号確認（個人番号が正しいことの確認）と本人確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）が必要になります。

下記のものを持って、窓口にお越しください。

申請に必要なもの

（本人が申請する場合）

- 認定申請書
- 印かん
- 介護保険被保険者証
- 「個人番号カード」 または 「個人番号通知カードと本人確認書類（※）」

※本人確認書類

顔写真付きの書類（運転免許証、身体障害者手帳など）は 1 点提示、

顔写真なしの書類（医療保険被保険者証、介護保険負担割合証など）は 2 点提示。

（代理人が申請する場合）

- ・本人が申請する場合に必要なものに加えて、
- 代理人の本人確認書類
- 委任状

○高齢などの理由でご自身での個人番号の記入が困難な場合は、記入がなくても受付いたします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

上板町役場 福祉保健課
介護保険担当
088-694-6810